

第4次多治見市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)(概要)

1. 経緯

多治見市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第4号)に基づき、多治見市の区域内の一般廃棄物の処理に関する「第4次多治見市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を作成するもの。

2. 基本方針

①諸計画との調和

総合計画や環境基本計画、都市計画等と十分に整合がとれた計画とする。

②発生抑制(リデュース)の推進

再資源化(リサイクル)や適正処理よりも優先して、ごみを生まない生活様式の確立を目指す。

③分別排出と再生利用の促進

市民と事業者と市が協力して再使用(リユース)や再資源化(リサイクル)の促進を図る。

④適正処理の推進

速やかに収集・運搬し、法令に基づき、衛生的かつ安定的に処理する。

⑤環境保全を重視した経済的で効率の良いごみ処理体系の確立

経済的で効率的な運営を行うことを基本として、収集・運搬、中間処理、最終処分の各処理体制を相互に連携した体系として整備する。

⑥他自治体との連携

自治体単独では解決できない課題や大規模災害時の支援等、他自治体との連携を図る。

3. 目標年次

本計画期間は、令和9年度から18年度までの10年間とし、令和13年度に中間見直しを行う。

4. 現状と課題等(第3次計画期間:平成29年以降)

(1)家庭ごみの収集量が減少傾向

市民のごみ減量努力により、コロナ禍の令和2年度をピークに減少傾向。継続した取り組みが必要。

(2)資源の収集量が減少傾向

集団資源回収はコロナ禍の自粛以降減少し、コロナ前には戻らない状況。可燃ごみの組成分析では、紙・布類とプラスチック類で8割弱を占め、ごみ減量には更なる資源化の取り組みが必要。

(3)事業系のごみの減少量は少ない

許可業者の持ち込み量は減少傾向にあるが、事業所等の持ち込み量は横這いの状況。

5. ごみ処理基本計画(概要)

(1) 排出抑制・再資源化計画

「1人1日当たりごみ量(g)」の目標 ※家庭ごみ収集量のうち、資源等は除いて積算

	令和13年	令和18年	(参考)令和5～7年平均
1人1日当たりごみ量(g)	412	390	420
人口(人)	96,384	91,220	105,249
燃やすごみ(t)	14,347	12,898	16,005
破砕ごみ(t)	138	131	126

○具体的な方策

- ①事業所のごみ減量指導と啓発
- ②家庭ごみのプラスチック類の資源化の推進
- ③ごみ減量に向けての啓発等
- ④情報発信・多様な市民対応
- ⑤リサイクル推進店舗との連携・協力
- ⑥不法投棄パトロールの継続
- ⑦リチウムイオン電池等の安全な回収
- ⑧草木類のリサイクルのための環境整備
- ⑨資源集団回収奨励金制度や生ごみ処理容器補助制度の継続

(2) 収集・運搬計画

収集運搬の効率化と収集サービスの向上を目指す。

(3) 中間処理

対象区域から収集したごみを適正に処理するとともに、一層の減量化、資源化を促進する。また、令和19年度稼働を目標に東濃西部3市(多治見市、瑞浪市、土岐市)での広域ごみ焼却施設の整備の協議を進めており、稼働開始までの期間、三の倉センターにおいて安定的に焼却できるよう施設管理を行う。

(4) 最終処分計画

施設をできるだけ延命するためにも、市民と事業者と市が一体となり、さらなる排出抑制や再資源化を図り、最終処分量の縮減を目指す。焼却灰については、広域焼却施設の稼働後を見据えて持続可能な最終処分体制を構築できるよう民間の処分場も含め、処分方法の検討を始める。